共同事業体協定書

# （目的）

第１条　当共同事業体は、品川区立大原児童発達支援センターおよび大原児童センター（以下「当該施設」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

# （名称）

第２条　当共同事業体は、○○○共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

# （事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を○○都○○区・・・に置く。

# （成立の時期および解散の時期）

第４条　当事業体は、○○年○○月○○日に成立し、当該業務の指定期間の満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、当事業体は、当該施設の指定管理者として指定されなかったときは、直ちに解散するものとする。

# （構成団体の所在地および名称等）

第５条　当事業体の構成団体は、次のとおりとする。

⑴　所在地○○

団体の名称○○

代表者氏名○○

⑵　所在地○○

団体の名称○○

代表者氏名○○

⑶　所在地○○

団体の名称○○

代表者氏名○○

# （代表団体、代表者）

第６条　当事業体は○○○を代表団体とし、代表団体の代表者を当事業体の代表者とする。

# （代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は当該業務の履行に関し、当事業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、品川区（以下「区」という。）と折衝する権限ならびに指定管理者制度にかかる申請書の提出、指定管理者制度にかかる管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領および当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

# （構成団体の責任）

第８条　各構成団体は、当該業務の履行および再委託契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　当該業務の履行にかかる各構成団体の業務分担および経費等の負担割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、区および構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

# （取引金融機関）

第９条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、当事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

# （決算）

第10条　当事業体は、区の会計年度ごとに当該業務について決算するものとする。

# （権利義務の譲渡の制限）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

# （業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第12条　構成団体は、区および構成団体全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、区の承認がある場合に限り、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

# （構成団体の除名）

第13条当事業体は、構成団体のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成団体全員および区の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

# （業務途中における構成団体の破産または解散に対する処置）

第14条　構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産または解散した場合においては、第12条第２項を準用するものとする。

# （構成団体の加入）

第15条　前３条の規定による構成団体の脱退、除名および破産または解散により残存構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第12条第２項の規定にかかわらず全ての残存構成団体および区の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

# （代表者の変更）

第16条　代表者が脱退し若しくは除名された場合または代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成団体全員および区の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

# （解散後の瑕疵担保責任）

第17条　当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

# （協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、構成団体全員の協議において定めるものとする。

上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証として本正本○通および副本１通を作成し、それぞれ記名押印の上、正本については各構成団体が１通を保有し、副本については区に提出する。

○○年○○月○○日

代表団体（所在地）

（団体の名称）

（代表者氏名） ㊞

構成団体（所在地）

（団体の名称）

（代表者氏名） ㊞

構成団体（所在地）

（団体の名称）

（代表者氏名） ㊞

# 別表（第８条関係）

○○○共同事業体の業務分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成団体名（団体名） | 業務分担 | 経費等の負担割合 |
| （代表団体）  ○○○○○ | 品川区立大原児童発達支援センターの管理および事業の運営に関すること。ただし、障害児相談支援事業および特定相談支援事業の運営に関することを除く。 | ○○％ |
| （構成団体）  ○○○○○ | 品川区立大原児童センターの管理および事業の運営に関すること | ○○％ |
| （構成団体）  ○○○○○ | 1. 品川区立大原児童発達支援センターにおける障害児相談支援事業および特定相談支援事業の運営に関すること。 2. 施設全体の維持管理に関すること | ○○％ |